

第2回 防災対策実行会議における委員指摘事項に対する対応状況

資料7

議題	ご指摘事項	対応状況
各防災機関、企業・団体等における業務継続体制の在り方について	政府BCPにおいて、発電量の減少を想定した電力確保の検討と被害が広域化しやすい下水道機能確保のための十分な対策の検討	政府BCP(案)において、 ・電力:供給の多重化、非常用発電設備の1週間分程度の燃料備蓄に加え、電気事業者との協力体制(優先供給に係る協定等)に係る記載を追加。 ・下水道:「(当初)少なくとも職員3日分の簡易トイレの備蓄」としていたものから「参集要員1週間分及び参集要員以外の職員3日分の簡易トイレの備蓄」に修正。
	政府BCPにおいて、職務代行だけでなく権限委任まで想定	政府BCP(案)において、職務代行に加え、権限委任(大臣権限等を地方支分部局の長に委任)に係る記載を追加。
	国の中枢機関である中央省庁における10日分程度の備蓄	政府BCP(案)において、「(当初)少なくとも職員3日分の物資備蓄」としていたものから「参集要員の1週間分及び参集職員以外の職員3日分の物資備蓄」に修正。
	6つの必須機能(内閣、災害応急対策、国民生活安定、金融・経済、防衛・警察、外交)ごとに代替可能性が異なる。代替不可能と思われる内閣機能と災害応急対策機能について霞ヶ関での業務継続方策の検討	代替拠点に移転する場合の非常時優先業務の仕分け(東京都心部で実施するもの、代替拠点で実施するもの、大臣等の権限を地方支分部局の長に委任するもの等)について、今後検討する予定。
	政府BCPで各省庁が6機能に関連してやるべきことを明示した上で内閣府が調整機能を発揮	政府BCP(案)において、非常時優先業務を第一次的には所管する省庁が実施し、必要に応じて内閣府等が総合調整を行うことを記載。
	政府BCPに基づく業務実施に当たっての民間企業等との連携。官民連携したBCPの中での石油精製能力の担保、食料備蓄情報のネットワーク化についての検討	・政府BCP(案)において、民間企業等との連携の重要性について記載。 ・重要物資に係るサプライチェーン等については、官民連携による協議会を設置し、今後検討する予定。 ・石油精製能力の担保については、平成24年9月に石油備蓄法を改正し、石油製品を国家備蓄の対象としたところ。 ・事業継続ガイドライン(平成25年8月30日改定)において、官民、企業間、地域等との連携の重要性について記載。
	企業BCPは各企業のみではなく、サプライチェーン全体を踏まえることが重要	事業継続ガイドライン(平成25年8月30日改定)において、官民、企業間、地域等との連携の重要性について記載。
	政府BCPの内容が各省庁BCPに反映されていることの検証	政府BCP(案)において、(当初)各省は各省のBCPを評価するとしていたものに、内閣府による有識者を加えた政府BCP及び各省BCPの評価を行うことを追加。【平成26年度予算要求事項】
	企業BCPの策定促進させるためのインセンティブ	企業BCPの策定に取り組む企業に対する評価手法を検討する。 【平成26年度予算要求事項】
	BCP策定に取り組む企業に対する評価	
データセンターの二重化の公的支援	地方移転したデータセンターのバックアップ設備について、取得価格を15%特別償却できる。 【平成25年度税制改正】	

議題	ご指摘事項	対応状況
業務継続体制の在り方について	BCPの作成・改訂を通じた実効性の確保	政府BCPの作成のみならず、今後、訓練の実施、計画の見直し等によるPDCAサイクルの確立を図る。
	政府BCPの非常時優先業務についての被害レベルに応じた設定	将来的には複数の被害想定を設定したいが、当面は、政府BCPの被害想定をシンプルに設定し、各省庁BCPの整合性の確保・内容の充実に重点を置くこととする。
	東京から100km程度のところに政府機能の代替拠点を確保	代替拠点については、東京圏内、東京圏外を含め、今後、移転する規模、期間、執務環境の確保等の具体的なオペレーションを整理。【平成26年度予算要求事項】
	政府BCPへマスコミ対応について記載	社会不安を解消し国民の理解と協力を確保するため、また、我が国の経済の信用を維持するため、国内外に向けて的確に情報を発信することを記載。
	地方公共団体のBCPについて ・作成を法的に義務付けることの検討 ・市町村の規模の違い、地域防災計画にBCPの原型があることに留意 ・市町村の機能が完全に喪失することも想定 ・参集要員が計画通りに参集できないことを前提とした職務執行体制の検討	地方公共団体のBCPについては、地方公共団体向けの「手引きと解説」の内容の充実・周知を通じて地方公共団体のBCPの作成を促進する。
福祉施設におけるBCP策定	事業継続ガイドライン(平成25年8月30日改定)において、官民、企業間、地域等との連携の重要性について記載。なお、福祉施設については、関係省庁と連携し、BCP策定及び運用改善を図る。	

議題	ご指摘事項	対応状況
実践的な防災行動定着のための取組について	被災を我が事と思わせるような意識を持たせる必要。	災害をイメージさせ、具体的に取り組むべき行動を考えさせるe-learningコンテンツを作成する。災害の種類や結果として受ける被害などでカテゴライズ可能にするなど、多様な災害・被害に対応するような仕様を検討。【平成26年度予算要求事項】
	多様な災害に対する行動力の養成について、基礎的なことを習得するというのはとても重要。	
	結果事象型の防災というのを考えるべき。	
	地方自治体などの公的機関の監視カメラ映像などについて、地域で前向きに使えるような環境を整えていただきたい。	各省庁、地方自治体、民間団体等多様な主体の既存コンテンツを活用し、防災に関する情報を網羅的に見ることが可能な防災ポータルサイトを開設・運用する。【平成26年度予算要求事項】
	地方自治体が持っているデータはオープンデータとして公開いただきたい。それらをつなぎ合わせることで新たな知見が生まれるのではないか。	
	地域における防災リーダーを育てるというのは大変重要。	防災リーダーの発掘・育成を、関係省庁や地方自治体とも連携しながら進めていく。具体的には、多様な主体から防災リーダーを発掘・育成する場を設け、表彰によるモチベーションの向上と優良事例の共有、リーダー間の連携促進を図る。【平成26年度予算要求事項】 消防庁において、自主防災組織について、初期消火のための資機材を活用した訓練を推進しており、今後は消防職団員等を活用した自主防災組織のリーダー育成強化に取り組む。
	防災リーダーの横の連携を進めていくことが非常に重要。	
	平常時のリーダーと非常時のリーダーなど、防災リーダーの 카테고리分けが必要ではないか。	
	防災リーダーについて数値目標を立てる必要があるのではないか。	
	防災リーダーの質の問題について、防災リーダーにとってのモチベーションを維持する仕組みを構築することが必要。	
東日本大震災アーカイブ充実と各関係機関との連携	国立国会図書館の東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」について、関係省庁連絡会議の設置に向けた検討を行うなど積極的に支援している。 共有デジタルコンテンツと防災ポータルサイトにおいて、過去の災害のアーカイブを活用する。	
教員免許を取得するときに防災の座学をさせ、教員免許の課程に入れ、そして防災研修にも出すことで、新しい教員はみんな防災リーダーの卵として醸成されていく。	文部科学省において、学校安全を担当する教員等に対しての研修を実施している。教員養成課程における防災教育の促進については引き続き検討。	
中央教育審議会の中で防災というものを、時間ではなくて内容をどうするかということを審議していただく必要がある。	文部科学省において、具体的な指導例として、授業展開例を紹介し、地域の実情に応じた防災教育の実践を促している。	

議題	ご指摘事項	対応状況
実践的な防災行動定着のための取組について	自治会の総合強化策の中で防災を考えると いう仕組みをつくるべき。	消防庁において、自主防災組織について、初期消火のための資機材を活用した訓練を推進しており、消防職団員等を活用した自主防災組織のリーダー育成強化に取り組むとともに、消防団について、より一層の入団促進による体制の充実、救助資機材及び車両等の整備充実、訓練の充実などを図っていく。
	消防団の装備の充実など、活動環境の改善が必要。是非後押しをお願いしたい。	
	個人情報としての災害弱者情報を自主防災組織のような任意・ボランティアな組織においても共有化できるようにすべき。	平成25年6月の災害対策基本法の改正において、災害発生時に特に避難支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を市町村長に義務付け、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための制度を設けたところ。併せて、上記の法改正を受けて「災害時要援護者の避難支援に関するガイドライン」（平成18年3月）を全面的に改定し、市町村おこなう事務に係る取組方法等の指針として「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を策定・公表したところ。
	地方公共団体、市町村から出す情報がもっとバリエーションがあるような形が望ましいのではないか。	防災対策推進検討会議最終報告（平成24年7月）を踏まえ、より一層の住民等の円滑かつ安全な避難の確保を図るため、次のとおり、先の通常国会において、災害対策基本法の一部改正を行ったところ。 ①指定緊急避難場所の指定 洪水・津波等の危険が切迫している場合に円滑かつ適切な避難が可能となるよう、あらかじめ避難場所を指定し、住民への周知を図ることとしたもの ②避難指示等の内容として「屋内待避等の安全確保措置」を追加 従来の避難指示は「避難のための立退き」に限られていたが、内水氾濫や洪水が発生した状況にあっては、避難行動を行うことによりかえって危険が大きくなる場合も想定されることから、危険が去るまでの間、屋内待避等の避難指示を行うことができることとしたもの ③非常災害時における避難に関する国から呼びかけ 非常災害の発生のおそれがある場合には、市町村長による避難指示等に加えて、国からも積極的に当該非常災害に対して執るべき措置等について、国民に呼びかけを行うこととしたもの
	地区ごとのそれぞれ異なる防災計画を作ること を考えている。このように災害の内容によって 対応が大きく違ってくる。そういうきめ細かな配 慮が必要。	先の通常国会において、災害対策基本法の一部改正が行われ、地区防災計画の制度が設けられたところ。本計画とも連携しつつ、各市町村は創意工夫により、地域防災計画においてきめ細かな対応・配慮に取り組んでいただきたいと考えている。
	防災計画をピアレビューするという考え方も必要 なのではないか。	企業のBCP/BCMにおいては、企業事業継続ガイドライン（平成25年8月30日改定）において、官民、企業間、地域等との連携の重要性について記載するとともに、サプライチェーンを中心とした様々な連携に関して、課題調査と解決策分析に取り組む。 【平成26年度予算要求事項】
	家具の固定や耐震化をしたら地震保険や生命 保険が安くなる、などのインセンティブがあっ てもいいのではないか。	地震保険に関しては割引制度があり、建築年または耐震性能により10%～30%の割引がされている。

議題	ご指摘事項	対応状況
災害情報の収集と分析について	DIS・SNSの活用など広域大規模災害や竜巻等の局地的災害の把握においても実効性のある情報収集のシステムづくり	DISについては、最新の知見の導入する等により、精度の向上を図ってまいりたい。Twitter等のソーシャルメディアの情報の活用方策については、今後検討を進めてまいりたい。【平成26年度予算要求事項】
	様々な主体が直接災害情報にアクセスできる仕組みの構築	災害時の情報をホームページで発信するほか、総合防災情報システムが保有する情報についても外部へ配信することにより、様々な主体がアクセスできるような仕組みを目指す。
	災害の全容を把握する推算機能を国及び地方公共団体で共有する体制づくり	今後、総合防災情報システムと都道府県との情報システムとの連携を図る中で、共有可能な情報については、共有を図ってまいりたい。
	国及び地方公共団体が共有するシステム構築に余計なコストをかけない制度設計	都道府県が情報システムを構築する際、国が保有する総合防災情報システムのデータ仕様等を提示してデータの標準化を図るなどの取組を行い、効率的なシステム整備を図ってまいりたい。
	発災前後を比較できるレーザープロファイラの整備	国土地理院において、レーザープロファイラの整備を進め、現在、主な可住地域をカバーし、国土面積の半分にあたる約19万平方kmについて提供しているところ。今後とも、引き続き、整備を進めてまいりたい。
	夜間でも災害情報の収集が可能な衛星画像の活用等	衛星画像の活用については、JAXAと協定を締結し、衛星画像の入手体制を確立するとともに、今年度打ち上げが予定されている「だいち2号」により撮影されるレーダー衛星画像の活用の方向性について、JAXAと検討しているところ。
	メディアからの情報の活用	平時からメディアからの情報も活用しているところであり、政府として把握できていない情報（孤立の発生等）がメディアで報道されている場合は、必要に応じ、事実確認を実施している。
	リスク情報による予防・被害の拡大防止	国の直轄河川等では地形等から洪水の発生しやすい地点の水位等を常時観測し、当該情報をHPで提供し、市町村では洪水ハザードマップの公表を行っているところ。また、水防法が改正され、浸水想定区域内にある大規模工場等における浸水防止対策の促進を図ることとされたところ。
	病院等の災害対策に必要な機能に関する情報の集約	病院等の被害状況については、厚生労働省が集約し、防災施設については、各省庁がそれぞれの所管施設の被害状況について集約している。
	複合災害における災害情報の発信	防災基本計画において、「複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合においては、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めること」とされており、情報発信する場合においても、これに基づいて対応することとしている。
発災直後の情報収集における消防団員の活用	消防庁において、消防団について、救助資機材及び車両等の整備充実、訓練の充実などを行っており、発災直後の情報収集に資するため、トランシーバーなど通信機器の配備を行っている。	
リードタイムのある災害からの避難における事前情報の利活用	首都圏大規模水害対策大綱を踏まえ、住民等の適切かつ円滑な避難を確保するため、大規模水害が発生するおそれがあると想定される段階からの国、都県、市区町村、関係機関の役割分担の明確化及び各機関が実施すべき行動の指針を定めることとしており、これらを検討する協議会を設置予定。	